令和３年度スクールソーシャルワーカー配置事業に係る新規採用者の募集について（募集要項）

長崎県教育委員会

長崎県教育委員会は、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町教育委員会及び県立高等学校に配置しています。

つきましては、令和３年４月からスクールソーシャルワーカーとして勤務する意欲のある方を次のとおり募集します。

1　応募資格

次のいずれかに該当する方

・社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する方

・教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある方

2　職務内容

スクールソーシャルワーカーは、主に次の業務を行います。

（１）課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

（２）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

（３）学校内における組織体制の構築、支援

（４）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

（５）教職員等への研修活動等

3　勤 務 地　市町教育委員会、県立学校

4　勤務形態　１日３～６時間、最大で年間７００時間程度の勤務。（予定）

5　身　　分　県教育委員会のパートタイム会計年度任用職員としての身分を有し、守秘義務が課せられる。

6　任　　期　１年間（任用後、公募によらない再度任用は連続４回まで可能。）

7　報　　酬　３，０００円/時間（予定）※予算案の議決が必要

8　応募期間　令和２年１２月１５日（火）～令和３年１月１５日（金）

9　採用選考の流れ　別紙参照

10　提出書類　別紙参照

※　詳細は、下記の担当者へお問い合わせください。

長崎県教育庁児童生徒支援課　担当　平野
〒850-8570　長崎市尾上町３番１号
ＴＥＬ　095-894-3339　ＦＡＸ　095-824-5965
e-mail　m.hirano@pref.nagasaki.lg.jp

【別紙】

令和3年度スクールソーシャルワーカー採用選考の提出書類について

1　提出期間　　令和２年１２月１５日（火）～令和３年１月１５日(金)　※必着
※健康診断書については、令和３年２月２６日（金）まで

2　提 出 先　　〒850-8570　長崎市尾上町３番１号
長崎県教育庁　児童生徒支援課
スクールソーシャルワーカー採用担当

3　提出書類

(1)応募票	１部	別添（様式１）を使用する。
(2)勤務希望調査票	１部	別添（様式２）を使用する。
(3)資格証、免許状等の写し	１部	登録票に記した資格を証明する資格証・免許状等の写しを提出する。
(4)健康診断書 提出期限：令和３年2月26日(金)	１部	・別添（様式３）を使用する。 ・勤務先等での健康診断結果の写しも可。 ・採用予定(R3.4)から１年以内のものとする。
(5)卒業証書の写し ※社会福祉士、精神保健福祉士以外	１部	最終学歴の卒業証書の写しを提出する。

4　備　　考

○　書類提出後、選考を行います。
○　本事業は、国庫補助事業を活用した事業であり、来年度の国の予算が確定していないため、勤務時間等の諸条件の変更の可能性があることを予め御承知おきください。
○　内定の連絡は、最終で２月下旬になる予定です。

令和３年度　スクールソーシャルワーカー採用選考の流れ

1　公募開始

公募期間：令和２年１２月１５日（火）～令和３年１月１５日（金）

2　必要書類の提出

提出期日：令和３年１月１５日（金）　※必着

必要書類(※別紙参照)を下記へ送付する。

・応募票（様式１)、勤務希望調査票（様式２）は、手書きでもパソコンでの入力したものを印刷したものでも可（データは児童生徒支援課 HP 掲載)。

・健康診断書は後日送付（提出期限：令和３年２月 26 日(金)）で可。

提出先　〒850-8570　長崎市尾上町３番１号

長崎県教育庁児童生徒支援課　スクールソーシャルワーカー採用担当　行

3　第１回選考（書類選考）【受付開始～１月下旬】

提出書類を用いて、選考実施。

4　第１回選考結果発表【１月下旬～2 月上旬】　郵送にて通知

第２回選考実施対象者、不採用者の決定。

5　第２回選考（面接選考）【２月上旬～２月中旬】

長崎県庁にて、面接選考を実施。日程、場所については、対象者あてに通知を行う。

6　第２回選考結果発表【２月下旬】　郵送にて通知

内定者、不採用者の決定

（備考）

・今回の選考で任用となった場合は、令和３年度から令和７年度までは、公募による選考を伴わず、毎年度の人事評価等を基に再度任用することが可能となります。